

## 責任裁定の申請

相手側（加害者）に対し、被った被害についての損害賠償を求めるもの（具体的には「金〇〇万円の支払をせよ」との責任裁定を求める）という申請です。

申請の理由、被害の実態等を申請書に記述する必要があります。また、下記の手数料が必要です。

責任裁定を求める事項の価額	申請手数料
100万円まで	1,400円
100万円を超え、1,000万円までの部分	その価額1万円までごとに13円
1,000万円を超え、1億円までの部分	その価額1万円までごとに10円
1億円を超える部分	その価額1万円までごとに7円

## 責任裁定申請書記述例

[※ 弁護士を代理人にせず、本人が申請する場合]

平成〇年〇月〇日

### 責任裁定申請書

公害等調整委員会 殿

あなたの住所、電話番号・FAX番号、氏名を書き、氏名の横に認印を押してください。

会社名義で申請したいときは会社の所在地、会社名、会社代表者を書いてください。また、「上記代表者代表取締役」のように代表者である旨及び代表者の資格も書いてください。

申請人が複数いる場合でも、省略せずに全員列記してください。

ただし、多数になる場合は、それぞれの氏名、住所を記載し、氏名の横に認印を押した目録を別途作成していただき、本欄には以下のように書いていただいても構いません。

「〇〇県〇〇市〇〇〇番地 申請人 甲野太郎

ほかX名 別紙当事者（申請人）目録 記載のとおり」

〇〇県〇〇市〇〇〇番地

（電話 \*\*-\*\*\*-\*\*\*\*）

（FAX \*\*-\*\*\*-\*\*\*\*）

甲野太郎 印

申請人（ら）は、公害紛争処理法第42条の12第1項に基づき、下記のとおり、責任裁定の申請をします。

あなたと被申請人（相手方）の住所、氏名を書いてください。  
会社名義で申請したいときや被申請人（相手方）が会社であるときは、商業登記簿謄本（又は登記事項証明書）を見て、会社の所在地、会社名、会社代表者を書いてください。また、「上記代表者代表取締役」のように代表者である旨及び代表者の資格も書いてください。

記

1 当事者

〇〇県〇〇市〇〇〇番地  
申請人 甲野太郎

〇〇県〇〇市〇〇〇番地  
被申請人 乙山産業株式会社  
上記代表者代表取締役 戊沢四郎

申請人や被申請人が複数いる場合でも、省略せずに全員を列記して下さい。  
ただし、多数になる場合は、目録を別途作成していただき、本欄には以下のように書いていただいても構いません。  
「〇〇県〇〇市〇〇〇番地  
（被）申請人 甲野太郎 ほかにX名  
別紙当事者目録 記載のとおり」  
別紙当事者目録には、それぞれの氏名、住所等を記載してください。

2 公害に係る事業活動の行われた場所及び被害の生じた場所

(1) 事業活動の行われた場所

〇〇県〇〇市〇〇〇番地に所在する被申請人〇〇工場

被害の原因となる行為が行われた場所（住所）を書いてください。

(2) 被害の生じた場所

〇〇県〇〇市〇〇〇番地に所在する申請人宅

被害の生じた場所（住所）を書いてください。

3 裁定を求める事項

被申請人は、申請人に対し、金320万円の支払をせよ、との責任裁定を求める。

被申請人（相手方）に請求する金額を書いてください。

申請人が複数の場合は、申請人ごとに請求額を書き分けて下さい。  
その場合、「被申請人は、申請人Aに対し、金a円の、申請人Bに対し、金b円の支払をせよ、との責任裁定を求める。」のような書き方になります。

被申請人が複数いる場合で、複数の被申請人に連帯して請求金額を負担してもらいたいときは、「被申請人らは連帯して、申請人Aに対しa円（の、申請人Bに対してb円）の支払をせよ」として下さい。  
また、個別に請求金額を負担してもらいたいときは、被申請人ごとに請求額を書き分け「被申請人Cは、申請人Eに対しe円（の、申請人Fに対しf円）の支払を、被申請人Dは、申請人Eに対しg円（の、申請人Fに対しh円）の支払をせよ、との裁定を求める。」として下さい。

被申請人の、どのような行為（またはどのような行為を怠ったこと）によって、どのような被害が生じているために、どのような算定内訳で、金銭の支払を求めるのかを、項目ごとに分かりやすく書いてください。

#### 4 理由 ←

- (1) 申請人は平成○年○月から現住所地に居住している。
- (2) 被申請人は、○○を営む株式会社で、平成○年○月○日、申請人宅の西側に○○を製造する工場を建設し、以来現在に至るまで操業している。  
被申請人は、工場操業以来、工場内で機械を稼働させて振動を発生させた。平成○年○月○日に申請人が振動測定をしたところ、規制基準を超えている時間帯があった。
- (3) 申請人は、被申請人が発生させた振動により、○○を発症し、かかる治療に金20万円かかった（甲1）ことに加え、家屋壁面に亀裂が入り、かかる補修に金200万円かかった。また、肉体的、精神的苦痛を受け、これを慰謝するには金100万円が相当である。
- (4) 以上により、申請人は、被申請人に対し、民法第709条及び第710条により、金320万円の損害賠償の支払を求める。

本件紛争の経緯や加害行為と被害に関する具体的な状況などを分かりやすく、時系列などにして書いてください。

#### 5 被害の態様及び規模並びに紛争の実情 ←

- (1) 平成○年○月○日被申請人に対し、振動の苦情を申し立てたが、改善されなかった。
- (2) 平成○年○月○日申請人は被申請人工場内から振動によって、健康を害したため、○○病院で診察してもらった結果、○○と診断された。（甲2）
- (3) 平成○年○月○日○○市役所に振動の苦情を申し立てたが、改善されなかった。
- (4) 平成○年○月○日申請人は○○市役所から振動測定機を借りて振動を測定したところ、規制基準を超える時間帯があった。（甲3）

#### 【添付資料（例）】 ←

1. 当事者（申請人）目録
2. 当事者（被申請人）目録
3. 被申請人商業登記簿謄本（コピー不可）
4. 戸籍謄（抄）本（申請人が未成年の場合）

あなた又は被申請人（相手方）が会社の場合、商業登記簿謄本（又は登記事項証明書）（お近くの法務局で取得願います。）を申請書と一緒に提出してください。

【証拠（例）】 ←

- 甲 1. 治療費領収書
- 甲 2. 診断書（平成〇年〇月〇日〇〇病院作成）
- 甲 3. 振動測定結果（平成〇年〇月〇日測定）

あなたの主張を裏付ける証拠となる資料がある場合は資料の名称を書き、その写しを申請書と一緒に提出してください。その場合は資料に「甲1」などと番号を付けてください（「甲」は申請人側からの提出を意味する記号です）。  
なお、証拠は申請後に提出することも可能です。

※ 請求額に応じた手数料分の収入印紙を貼ってください。

なお、裁定の申請をする方が貧困により手数料を納付する資力がないと認められるときは、当該手数料を軽減し、若しくは免除し、又はその納付を猶予する申請をすることができます。

該当すると思われる方（申請人が生活保護世帯に属する者である場合、申請人及び生計を一にする者がいずれも所得税非課税である場合等）はお問い合わせください。

責任裁定を求める事項の価額	申請手数料
100万円まで	1,400円
100万円を超え、1,000万円までの部分	その価額1万円までごとに13円
1,000万円を超え、1億円までの部分	その価額1万円までごとに10円
1億円を超える部分	その価額1万円までごとに7円